

1.新規加入予定の方

Q1-1.適用はいつからですか？

A1-1.認定日が2026年4月1日以降となる方から適用されます。
2026年4月1日より前に遡って認定する場合は、従来の取扱いにより判定することとなります。

Q1-2 認定にあたって必要な書類は今までと変更はありますか？

A1-2.提出書類に変更はありません。加入後1年間の年間収入見込から判定を行います。
ただし2026年4月1日以降に契約書、雇用内容証明書にて認定となった方は、
内容に変更が生じた際には、トヨタ健保へ再提出が必要となります。
(加入認定時にご案内を同封します)

Q1-3.年の途中から扶養に加入したい場合は、どのように年間収入を判定しますか？

A1-3.直近の給与明細等から加入後1年間の収入を見込みで計算し判定します。
契約変更等に伴う収入減を理由に加入したい場合は、Q1-4をご確認ください。

Q1-4.労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入が

130万円(150万円、180万円)未満であるとは、具体的にどのような場合ですか？

A1-4.労働条件通知書(雇用内容証明書)等に記載されている時給・労働時間・日数等から
算出される年間収入の見込額が130万円(150万円、180万円)未満である場合を想定しています。

Q1-5.労働契約内容が確認できる書類がない場合、どのように年間収入を判定しますか？

A1-5.労働契約内容が確認できる書類がない場合は、雇用内容証明書(当組合にて様式あり)により、
年間収入を判定することとなります。

Q1-6.扶養認定時点で経常的に時間外労働が発生している場合は、どのように年間収入を判定しますか？

A1-6.労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では時間外労働の見込みがなかった場合、
扶養認定時点で時間外労働が発生していたとしても、当年度においては一時的な収入変動とみなし、
今回の取扱いにより年間収入を判定することとなります。
その証明として、年収の壁支援強化パッケージをご提出ください。

Q1-7.給与収入以外に他の収入(年金収入や事業収入等)がある場合、年間収入はどのように判定しますか？

A1-7.給与収入以外に他の収入(年金収入や事業収入等)がある場合における年間収入の取扱いについては、
従来通りとなります。

Q1-8.年間収入は支給日、勤務実績月どちらで判定しますか？

A1-8.基本的には、支給日での判定となります。
ただし、加入、喪失等の切り替え時は勤務実績月で判定する場合があります。

2.加入中の方

Q2-1.以前は月収が超過し、翌月調整ができなかった場合、
取消し手続きが必要だったが、今後はどのようにになりますか？

A2-1.「会社都合」を理由として、想定外の収入で1～12月の年収超過が明確な場合は、
年収の壁支援強化パッケージの提出により、継続して加入いただけます。(連続2年間まで)
収入増目的等の「個人都合」で当年1～12月の年収超過が明確な場合は、超過が見込まれた時点で
取消し手続きが必要です。

Q2-2.昇給等の労働契約変更により、年収超過が明確な場合は、どのような取扱いになりますか？

A2-2.労働契約変更による収入超過の場合は、年収の壁支援強化パッケージの対象外となります。
労働契約変更日をもって、取消し手続きを行ってください。

Q2-3.年の途中でパート・アルバイトを開始した場合は、どのように年間収入を判定しますか？

A2-3.年間収入は、1月1日～12月31日の暦年で判定します。
年の途中でパート・アルバイトを開始した場合は、
その年の1～12月および翌年の1～12月の収入により判定することとなります。
ただし、パート・アルバイト先で社会保険の適用となる場合は、適用日付けで取消し手続きが必要です。

Q2-4.年の途中で退職し再就職した場合は、退職した会社で働いていた時の収入も年間収入に含まれますか？

A2-4.退職した会社の収入も年間収入に含まれます。

Q2-5.年の途中で労働契約の変更が生じる場合、扶養取消し手続きが必要になるタイミングはいつですか？

A2-5.当年1～12月の年収が基準内であっても、翌年1～12月の見込額が基準を超過する場合、
労働契約変更日より、扶養取消し手続きが必要です。

例:11月1日に昇給した場合(5万円/月→20万円/月)
当年: (5万円×10ヵ月)+(20万円×2ヵ月)=90万円/年→収入基準内
翌年: 20万円×12ヵ月=240万円/年 →収入超過[11月1日で取消しが必要]

上記の場合、11月1日が正しい扶養取消し日となります。
翌年の1月1日や、翌年の収入超過時点である7月ではありませんので、ご注意ください。

Q2-6.年の途中で労働契約の変更が生じるが、退職予定がある場合はどのような取扱いになりますか？

A2-6.当年1～12月の年収が基準内で、翌年1～12月の見込額も基準内である場合は、継続加入可能です。

例:11月1日に昇給し、翌年4月に退職する場合(5万円/月→20万円/月)
当年: (5万円×10ヵ月)+(20万円×2ヵ月)=90万円/年 → 収入基準内
翌年: 20万円×4ヵ月=80万円/年 → 収入基準内[継続加入可能]

Q2-7.年金を受給中の場合は、どのような取扱いになりますか？

A2-7.年金の受給開始・改定により年収超過(月額15万円以上)が明確になったときは
開始月・改定月から取消しが必要となります。